

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年 8 月25日
【会社名】	株式会社アルファクス・フード・システム
【英訳名】	Alphax Food System Co.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 由実子
【本店の所在の場所】	山口県宇部市西本町二丁目14番30号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	山口県山陽小野田市千崎128番地
【電話番号】	0836-39-5151
【事務連絡者氏名】	取締役 菊本 健司
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社外1名に対する訴訟（山口地方裁判所宇部支部 令和8年(ワ)第30号 買戻代金等請求事件）について、2026年8月24日付で和解契約公正証書を締結し、当該訴訟が解決することとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）当該訴訟の提起があった年月日

2026年3月9日（山口地方裁判所）

（2）当該訴訟の解決に至った相手方の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称：サンゲン株式会社

住 所：広島県安芸郡府中町茂陰一丁目6番20号

代表者の役職・氏名：代表取締役 安藤 耕太郎

（3）当該訴訟の解決に至った年月日

2026年8月24日（和解契約公正証書の締結日）

（4）当該訴訟の解決に至った経緯

サンゲン株式会社（以下、「相手方」といいます。）との間の買戻特約付売買契約に基づく買戻代金等の支払を巡り、当社に対し、相手方より買戻代金等請求訴訟（請求額：金1億3,791万2,500円及びこれに対する遅延損害金）が提起されておりました。今般、当社は相手方と協議を重ねた結果、円満な解決を図るため、和解契約公正証書を締結いたしました。

なお、本公正証書の作成に伴い、相手方は本件訴訟の訴えを取り下げることとなっております。

（5）当該訴訟の解決の内容

当社が相手方に対し、買戻代金債務として金1億3,086万5,133円（及び年3%の割合による遅延損害金）の支払義務があることを認め、その支払方法として、2026年8月31日から同年12月25日までの分割弁済を行うことを内容とする和解契約を締結いたしました。

（6）当該訴訟の解決に伴う損益の発生額

本和解に係る買戻代金債務につきましては、過去の決算において未払金として既に計上済みであるため、本和解による当期の損益への影響はございません。

以 上